



鳥取県公報

平成 22 年 10 月 15 日(金)
第 8 2 3 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 医師である職員を派遣することができる地域医療を担う公的病院を開設している公益的
法人等 (610) (人事企画課) 2
- 争議行為を行う旨の予告 (611) (雇用人材総室) 2
- 種畜証明書の書換交付 (612) (畜産課) 2
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 3

告 示

鳥取県告示第610号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第1項に規定する知事が別に定める地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等は、社会福祉法人恩賜財団済生会とする。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第611号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 事件

- (1) 生活を守る賃金と雇用の確保、大幅な一時金の獲得（3.5ヶ月＋ α ）並びに成果主義賃金及び業績評価制度の導入反対に関する件
- (2) 不払時間外労働の一掃に関する件
- (3) 下請及び派遣労働の導入及び拡大反対に関する件
- (4) 長時間夜勤及び2交替制勤務反対に関する件

2 日時

平成22年11月12日午前0時以降本事件の解決に至るまでの期間

3 場所

次の表に掲げる施設

施設名	所在地
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町252
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町211
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田690
米子医療生活協同組合	米子市富益町1128

4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独で、又は並行して行う。

鳥取県告示第612号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	変更事由	変 更 後	変 更 前
平22鳥取県1第68号	種畜の名前の変更	小丸虎	大山

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成22年10月15日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成22年11月11日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑